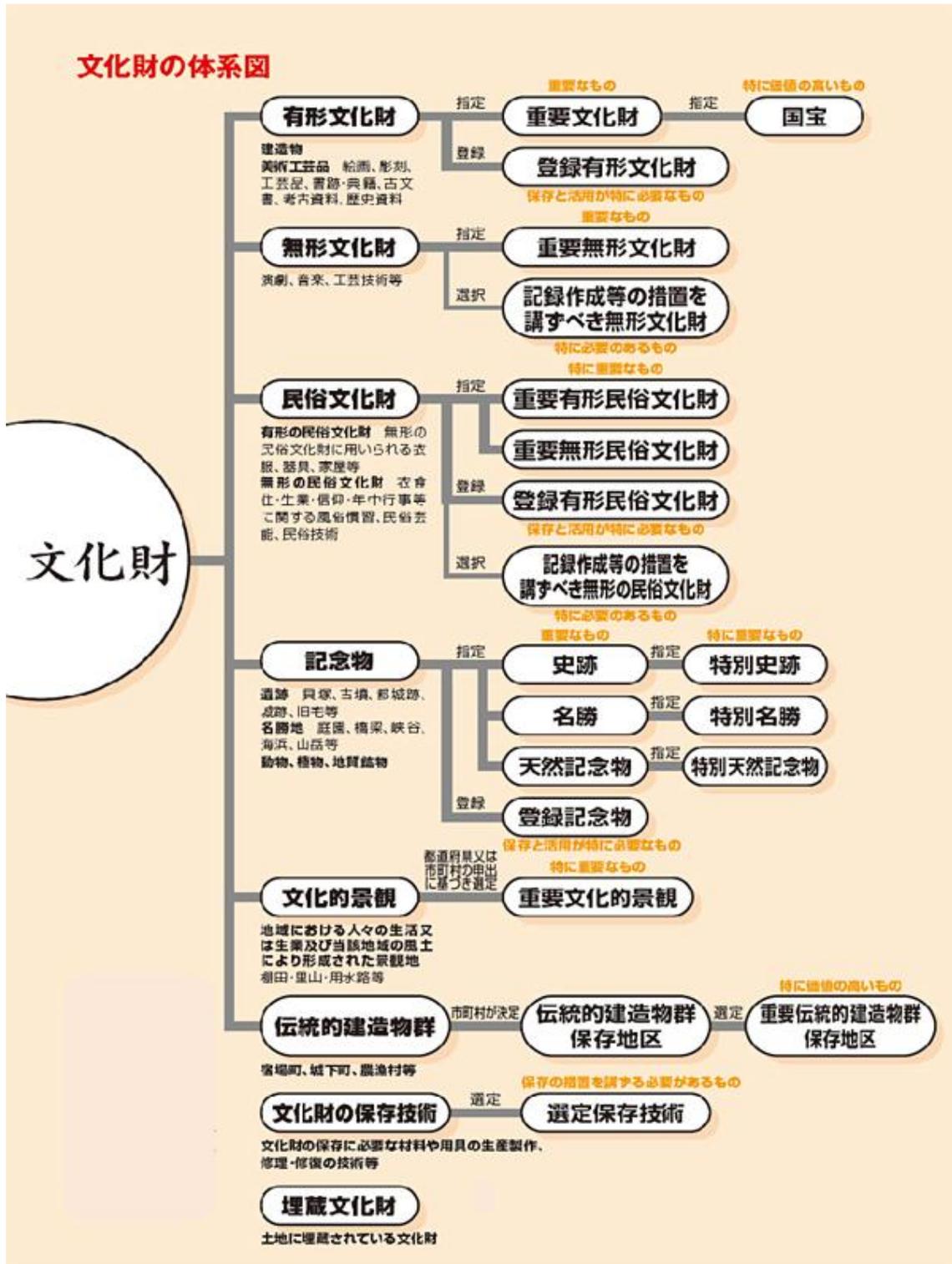


民俗文化財としての海女漁

平成26年6月16日
三重県教育委員会
小濱 学

1 文化財としての考え方

(1) 文化財の種別



文化庁ホームページから

(2) 海女漁の位置づけ

民俗文化財として位置づけるのが妥当といえる。

【参考】

文化財保護法（抜粋）

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

三重県文化財保護条例（抜粋）

（定義）

第二条 この条例で「文化財」とは、法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

重要無形文化財の指定基準

〔芸能関係〕

一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの

(一) 芸術上特に価値の高いもの

(二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの

(三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派の特色が顕著なもの

二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

〔工芸技術関係〕

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 芸術上特に価値の高いもの
- (二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

〔芸能関係〕

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者
- 二 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が一体となつて芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

〔工芸技術関係〕

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- 二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

重要無形民俗文化財指定基準

- 一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの
- 三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一) 技術の発生又は成立を示すもの
 - (二) 技術の変遷の過程を示すもの

(三) 地域的特色を示すもの

選定保存技術の選定基準

〔有形文化財等関係〕

一 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの(次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。)で保存の措置を講ずる必要のあるもの

二 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

〔無形文化財等関係〕

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準

保持者

選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

保存団体

選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

2 文化財指定に向けた考え方

(1) 内容

a 種別

無形民俗文化財

b 名称

鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術

c 所在地

鳥羽市、志摩市

d 保持団体

鳥羽海女保存会、志摩海女保存会

(2) 価値

a 文化財指定にかかる調査

調査は、海上において素潜り漁の目視による確認と、海女小屋において海女本人から聞き取りを実施し、文化財としての現状と内容を確認した。

(現地調査；鳥羽市相差町、志摩市志摩町和具)

b 現状

海女による伝統的な素潜り漁は、日本及び大韓民国(済州特別自治道)でもみられるが、鳥羽・志摩では、熨斗鮒づくり(鳥羽市国崎)、しろんご祭(鳥羽市菅島)、潮かけ祭(志

摩町和具)等、独自の習俗を有している。また、鳥羽及び志摩市域の28ヶ所で、海女漁に978人が従事している。

(三重県教育委員会『海女習俗基礎調査報告書』平成24年3月)

c 漁の形態

海女による伝統的な素潜り漁は、3つの形態があり、内容としては以下のとおりである。

カチド：陸地から泳いでいって1人で漁を行う形態

ノリアイ：1隻の船に複数の海女が乗り合わせて、相互に確認しながら漁を行う形態

フナド：男女の組み合わせ(夫婦、親子)で船に乗り込み、船上の補助を得て漁を行う形態

フナドの形態は、現時点で最も従事者が少ない状況である。また、志摩市志摩町和具では、ノリアイをカチドと呼ぶ場合がある。

d 漁の実態

(a) 漁を行う前の動作

船が港から漁場へ向かう途中等で、それぞれの地域で信仰されている神社・祠や青峰山正福寺に向かい、手を合わせ、呪文を唱えるといった、漁の安全や大漁を祈ることを行う。また、祈祷の印を押した手拭いや守札を、身に付けたりもしている。以前から継承される信仰習慣を実践している。

海上での、漁場の位置確認については、海上からみえる山、島、岩場等を目で見て確認し、風や潮の流れを見て、潜る場所を海女本人が決定をしている。ノリアイでは、海女たちと船の船頭(トマエ)が協議を船上で行い、漁場を決めている。経験の積み重ねから得た漁場の認知技術といえる。

(b) 漁での一連の動作

海女による伝統的な素潜り漁の一連の動作について述べる。

まず、海に入る前に、水中眼鏡に曇り止め(ヨモギ等を使用)を施し、水中眼鏡を顔面に装着し、陸地あるいは船から、潜水する地点まで、浮き輪と網袋につかまりつつ泳いでいく。泳いでいる間に、海中や海底を目視し、あらかじめ海中や海底の状況を把握しておく。アワビオコシやカギ付アワビオコシは、手で持つ、腰に差し込む、あるいは、腰に装着する網袋に入れる等して潜水地点を目指す。

海中に潜水するにあたり、アワビオコシやカギ付アワビオコシは手に構え、頭から倒立の姿勢で、垂直に潜水し、漁獲物を目指す。垂直に潜水するのは、海中での移動距離を最短にするためである。漁獲物を採捕した後、海上の様子を確認しつつ、頭から浮き上がっていく。

海女たちは、漁獲物の採捕にあたって、例えばアワビは規定の大きさに達していないものは、資源管理の観点から、採捕しないという取り決めを守っている。海女たちは、作業効率のため定規等で測らなくとも、その大きさの適否を判断する目を持っている。そして、漁獲物は網袋に入れ、浮き輪と網袋につかまり呼吸を整えることになる。なお、オモリを使用する場合は、オモリが沈むのに合わせて潜水することになる。

また、呼吸については、数回深呼吸をして海中に入り、潜水の途中では、少し息を吐きながら、漁獲物が生息している海底に到達する。海底での作業の後で、海上に出て息を吐

き出す時は、少しずつ吐いていく。その時の音がイソブエと呼称されるものである。また、大きな声を出す場合もあるようで、海女個人により差がある。

以上については、鳥羽市域、志摩市域とも同じ状況といえる。

(c) 漁の技術伝承

鳥羽・志摩の海女は、共同社会の中にあつて、共有のルールや慣習を受け入れつつも、漁獲については個人間の競争原理が働く。そのため、多くの漁獲量を得る漁場の位置、海底の地形の判断、漁獲物の商品価値を損なわない漁具の使い方、潜水の方法等、あまり海女同士での情報の共有は行わないものと理解されがちである。

しかし、現地調査の結果では、漁場の位置や海底の地形の判断、漁具の使い方等、海女や家族間で情報が伝承されている。特に、海女小屋と呼ばれる休憩の場がその重要な場といえる。世間話を海女同士でするなかで、海に関する様々な情報を獲得できる場所でもある。直接ではないが、子どもころからの海や海女小屋での体験により、無意識のうちに海女が伝承されているといえる。また、漁の形態により、漁場の棲み分けが暗黙の裡になされているところも引き継がれている。ノリアイでは、熟練の海女と船頭とのやりとりを、若手の海女が聞き、漁場に関する知識が伝えられる場合がある。

漁具についても、出漁しなくなった海女から譲り受ける等、引き継がれている。漁具への工夫についても、手で持つ部分にテープや糸を巻く、鍛冶屋で研ぐ、曲げるといったメンテナンスも行っている。また、漁の安全につながることにしても、海女同士で注意を喚起するといったことが引き継がれている。これらのことについては、鳥羽市域と志摩市域では差はみられない。

(d) 地域の状況と特徴

鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁は、古代から現代まで、素潜りという形は変えず、漁具類は材質等を取捨選択しつつ継承されてきた。以下に、その特徴を述べたい。

- ① 素潜り漁（海女漁）を現在も継承し、地域及び個人としても守り伝えている歴史的背景がある。
- ② 海女種別（フナド、ノリアイ、カチド）が、現在まで保存継承されている。
- ③ 漁場の好位置を識別するとともに、海底地形を知悉し、漁獲物の有無を判断する能力を体得している。
- ④ 漁にあたっての日常習慣や信仰等が現在でも継承されている。
- ⑤ 漁獲物への意識、特にアワビに関して伊勢神宮との関わりを伝える地域特性がある。
- ⑥ 地域社会において漁業の担い手というだけではなく、日常生活や祭行事の場面でも、海女の存在が大きく、その地域自体の文化的特性を表している。
- ⑦ 歴史や地域社会の特色等を体現している海女が、日本国内でも最多である。

(e) 文化財的な評価

「海女」とは、厳密に言えば、『漁業者として地域に認められ、身体一つで海中に潜り簡単な道具で貝類等を採捕し、歴史的な背景があり長期間継続されている漁の技術や、昔ながらの日常習慣を、継承し体現している女性』を指す。

鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁には、「女性の素潜り漁が継続されてきた歴史」、「漁場を識別する能力」、「伝統的な漁具を継承し、男女の役割分担を生み出す地域性」、「地域社会が、海女の存在を許容するとともに海女を職業として認めている」、「古代から続く

伊勢神宮と当該地域との関係」といった部分に特色がある。

鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁については、これまでの調査結果から、生産・生業にかかわる民俗技術として捉えることができる。内容としては図1のように考える。

以上のことから、海女による伝統的素潜り漁技術は、鳥羽・志摩地域だけではなく、日本の漁撈生活の推移の理解のために欠くことのできないものである。鳥羽市と志摩市の両地域の民俗技術という点では大きな差はなく、一体のものとして県無形民俗文化財として指定するに相応しいと三重県文化財保護審議会により判断された。

【参考文献】

- 海の博物館『日本列島海女存在確認調査報告書』（平成23年3月）
- 三重県教育委員会『海女習俗基礎調査報告書』（平成24年3月）
- 三重県教育委員会『鳥羽志摩地域の女性による素潜り漁(素案)』（平成25年3月）
- 山本茂紀・山本和子『海女の町調査報告集 鳥羽市(石鏡町・国崎町・相差町)』（平成25年3月）
- 三重県教育委員会『海女習俗調査報告書』（平成26年3月）